

県と市町の新しい関係づくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、分権型社会の実現を目指し、県と市町の役割分担の明確化と適正化を図るとともに、真に対等・協力の関係を築くことにより、県と市町を通じた行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(協議等事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

- (1) 連携・協力及び役割分担のあり方に関する事項
- (2) 専門性強化のための取組に関する事項
- (3) 包括的権限移譲の推進に関する事項
- (4) その他本協議会の目的達成のため必要な事項の情報共有及び検討

第2章 組織

(協議会の構成)

第4条 本協議会は、別表の者をもって構成する。

(役員)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県知事
- (2) 副会長 三重県副知事、市長会会長及び町村会会長

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重県政策部地方分権・合併室、三重県市長会及び三重県町村会に置く。

第3章 会議

(会議)

第8条 会議は、総会及び運営調整会議とする。ただし、必要に応じて検討部会を設置することができる。

2 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。

3 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

(1)第3条の規定による協議事項の対応方針

(2)前号の規定に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(議長)

第11条 総会の議長は、会長が指名する者とし、議事は会長が総会に諮り決定する。

(定足数)

第12条 総会は、構成員（またはその代理人）の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(運営調整会議)

第13条 具体的な協議等事項の決定、検討部会設置の決定又は第10条の規定による総会の決定事項の事前の意見調整のため、必要に応じて運営調整会議を開催することができる。

2 運営調整会議は、市町、県各部及び県民センターの地方分権に係る職員で構成する。

3 運営調整会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 運営調整会議は、会長の指示により三重県政策部地方分権・合併室が招集する。

(検討部会)

第14条 第13条第1項の規定により設置が決定したときは、検討部会を置く。

2 検討部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

第4章 経費等

(経費)

第15条 会議にかかる経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

別 表（第4条関係）

県と市町の新しい関係づくり協議会名簿

役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県出納長
副会長	伊賀市長	委 員 (県)	政 策 部 長
	菰野町長		東紀州対策局長
	三重県副知事		地域支援担当理事
委 員 (市町)	津 市 長		総 務 部 長
	四日市市長		防災危機管理部長
	伊勢市長		生 活 部 長
	松阪市長		健康福祉部長
	桑名市長		環境森林部長
	鈴鹿市長		環境森林部理事
	名張市長		農水商工部長
	尾鷲市長		観 光 局 長
	亀山市長		県土整備部長
	鳥羽市長		県土整備部理事
	熊野市長		企 業 庁 長
	いなべ市長		病院事業庁長
	志摩市長		教 育 長
	木曾岬町長		桑名県民センター所長
	東員町長		四日市県民センター所長
	朝日町長		鈴鹿県民センター所長
	川越町長		津県民センター所長
	多気町長		松阪県民センター所長
	明和町長		伊勢県民センター所長
	大台町長		伊賀県民センター所長
	玉城町長		尾鷲県民センター所長
	度会町長		熊野県民センター所長
	大紀町長		
	南伊勢町長		
	紀北町長		
	御浜町長		
	紀宝町長		

